

施工体制確認型総合評価方式の試行実施等について

1 目的

昨今の厳しい経済情勢を反映し、昨年度以降、競争の激化に伴い落札率が著しく低下しており、低価格による入札も急激に増加しているのが現状です。これにより下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等が懸念され、結果として工事の品質確保に支障を及ぼすおそれがあると考えられ、早急に抜本的な見直しを行う必要に迫られています。

そこで、品質を確保した工事の施工と契約の適正化を目的に、そもそも低価格による入札が起りにくい体制、環境を整備するとともに、万一、低価格による契約が発生した場合の対応について以下のとおり見直しを図ります。

2 「豊田市における公共工事の品質確保と契約の適正化への取り組みの基本方針」策定

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」に基づき、上記目的を達成するため、以下の項目について取り組むものです。

（1）総合評価方式の適正な運用

今年度より総合評価方式の対象範囲を設計金額2千万円以上の建設工事に拡大するとともに、特別簡易型総合評価方式を「技術力型」と「地域型」に分離することで、品質確保のための技術力と併せて地域精通度等も考慮した総合評価方式を推進してきました。今後は、総合評価方式の実態を検証し、さらなる適正な制度の運用に努めます。

（2）品質確保への取り組みとダンピング防止

公共工事の施工に当たっては、必要十分な体制を確保し、安全・安心な品質の高い工事の施工を求めるものです。そのためには、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等工事の品質確保に支障を及ぼすことがないように、必要な経費を適正に見込んだ入札を求めるものであり、低価格による入札に対しては今後、より一層厳格な審査等を実施します。

（3）施工体制確認型総合評価方式の試行実施等

上記（2）「品質確保への取り組みとダンピング防止」への具体的取り組みとして、新たに施工体制確認型総合評価方式を試行的に導入するとともに、万一低価格での契約が発生した場合、契約の適正化に関する検証を徹底して実施します。

（4）予定価格の事後公表

従来1億円以上の建設工事で試行実施していた予定価格の事後公表の対象範囲を、総合評価方式全般に適用します。

3 具体的実施策について

上記基本方針に従い、以下のとおり具体的に取り組みます。

(1) 調査基準価格及び失格基準

	調査基準	失格基準
直接工事費	90	85
共通仮設費	85	80
現場管理費	70	70
一般管理費等	30	30
合計 (%)	80～83	※76～79

※失格基準は、上記4項目中、1項目でも基準を下回れば調査を行うことなく失格となります。

(2) 施工体制確認型総合評価方式の試行実施

施工体制確認型総合評価方式とは、地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定される「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。」に係る価格を調査基準価格と定め、当該入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格を下回った場合、その程度に応じて「品質確保の実効性」「施工体制確保の確実性」に係る施工体制評価点を加算する方式で、当該価格が調査基準以上の場合は、原則、施工体制評価点満点を付与するものです。

ア 施工体制確認型総合評価方式の落札者決定方法

- ・評価点 = 標準点 (100点) + 加算点 + 施工体制評価点
- ・評価値 = 評価点 / 入札価格

イ 施工体制評価点の評価項目及び施工体制評価点数

- ・品質確保の実効性：10点 (10点：5点：0点)
- ・施工体制の確実性：10点 (10点：5点：0点)

ウ 調査基準価格を下回った場合の審査方法

以下に示す様式1から様式12までの書類を、開札日の翌日から起算して3日以内に提出、7日以内に聞き取り調査を実施します。

- ・様式1：低入札価格調査理由書
- ・様式2：積算内訳書 (総括表に対する内訳書)
- ・様式3：積算内訳書明細書
 - 1 直接工事費、共通仮設費、現場管理費
 - 2 一般管理費等 (法定福利費、地代家賃、租税公課等適切に計上)

- ・様式 4：下請予定業者等一覧表
- ・様式 5：配置予定技術者名簿（追加技術者含む）
- ・様式 6：資材購入先
 - 1 手持資材の状況
 - 2 資材購入予定先一覧
- ・様式 7：機械のリース等
 - 1 手持機械の状況
 - 2 機械リース元一覧
- ・様式 8：労務者の供給体制
 - 1 労務者の確保計画
 - 2 工種別労務者配置計画
- ・様式 9：建設副産物等
 - 1 建設副産物の搬出地
 - 2 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- ・様式 10：品質確保体制
 - 1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）
 - 2 品質確保体制（品質管理計画書）
 - 3 品質確保体制（出来形管理計画書）
- ・様式 11：安全衛生管理体制
 - 1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
 - 2 安全衛生管理体制（点検計画）
 - 3 安全衛生管理体制（仮設置計画）
 - 4 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
- ・様式 12：施工体制台帳

エ その他

- ・調査基準価格を下回った金額で契約を締結した場合、当該工事で求める同資格、同条件の技術者 1 名を追加で専任とします。
- ・上記書類の全部又は一部の提出がない場合若しくは聞き取り調査に応じない場合は、入札に関する条件に違反したもとしてその者の入札を無効にするとともに入札参加資格を停止する場合があります。
- ・調査基準価格を下回った金額で入札する意向がなかったとして、調査前から辞退を表明した場合、当該入札を無効としますが、入札参加資格停止等ペナルティはありません。
- ・調査基準価格を下回った入札が行われた場合、資料提出・事情聴取等の調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わないものとします。

(3) 契約の適正化について

調査基準価格を下回った金額で契約した場合、当該工事着手から完了まで間に、調査に関する事項が適正に履行がなされたかどうか、以下の項目について検証します。

ア 低入札で契約を締結した際の手続き等

- ・ 契約後、工事完了までの間のすべての下請業者に係る誓約書の提出
- ・ 下請契約時における下請業者の社会保険等法定義務履行の証明書の提出

イ 契約完了時の際の提出書類等

- ・ すべての下請関係契約書の写しの提出
- ・ すべての下請関係に係る支払証明の提出
- ・ 従事したすべての労務者に係る給与、賃金支給に関する証明書の提出
- ・ 下請業務における労務者に係る給与、賃金支給に関する代表者名の内部監査報告書
- ・ その他必要と認められる書類

(4) 予定価格の事後公表について

上記2(4)に記載のとおり、施工体制確認型総合評価の試行案件全件を対象に予定価格を事後公表とします。